

## g 利用状況

最近は、増加傾向である。

## (6) 雇用復帰支援計画(PARE)

## a 概要

求職者として、職業安定所に登録した者は、雇用復帰支援計画の対象となり、個々人の状況に合わせた支援を受ける。

## b 管理運営主体

雇用庁(ANPE)

## c 対象者及び適用年齢

2001年以降に求職者として登録した者。

## d 具体的内容

2001年7月1日以降に求職者として登録した者は、雇用復帰支援計画の適用者となる。失業保険給付を受けるためには、雇用復帰支援計画に同意し、署名しなければならない。この計画に参加すると、失業保険を受給しながら、個別行動計画(PAP)が作成され、職業安定所と緊密に連絡を取りながら、個人の状況に合わせた再就職の支援や職業訓練を受けることになる。

また、再就職内定者に対する支援として、商工業雇用協会(ASSEDIC、雇用保険の掛金徴収・給付などの実務を行う機関)は採用内定者や企業に対して、様々な手当を支給したり、職業訓練にかかる費用を負担している。

## e 利用状況

2003年の利用者は、260万人に及んだ。そのうち、23万6,155人が職業訓練を行った。

## (7) 地域ミッションセンター(Missions locales)、受入・情報・指導常設センター(PAIO、Permanences d' Accueil, d' Information et d' Orientation)

## a 概要

全国に地域ミッションセンター(ML)が約500か所と受入・情報・指導常設センター(PAIO)が約150か所あり、うち約7割は「若者スペース(Espaces jeunes)」

の認定を受けている。職業紹介所の職員の派遣を受けるなどの指導體制を充実させ、社会生活・職業生活への参入に向けた個別指導等活発な活動を展開している。

## b 管理運営主体

国、地方公共団体が管理運営主体となり、地域の諸機関と協力し合い、ネットワークを構築している。

## c 財源・予算規模

財源は、国から35%、ヨーロッパ社会基金(FSE: Funds social European)から10%、地域圏から20%、県から6%、市町村から29%の公的資金がある。

2004年度の予算は、人件費を含め、18億2,400万ユーロである。

## d 対象者及び適用年齢

16～25歳の青年を対象とする。

## e 具体的内容

社会生活・職業生活への参入に向けて個別指導を行うため、専門のコウンセラーを配置し、青年の参入を妨げている障害を克服できるように支援する。教育訓練、健康、住居等の確保、諸権利の行使を通じて、市民性を養う。

参入のための新たな可能性を地域で開発するため、地域の諸機関(職業紹介所、市町村、各種団体)とともに、就職支援のための方策、情報提供、カウンセリング、個別指導における青年の状況に応じた支援の内容を検討し、実施する。

具体的に提供するサービスの内容としては、①適職発見支援、②求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、③求職活動指導(履歴書・志望動機書の書き方、就職面接のテクニックの指導等)、④能力・適性の分析、⑤就職・教育訓練等の情報提供、⑥各種の職業訓練・研修機会の提供、⑦住居、健康維持、諸権利の行使等の支援があげられる。

## f 利用状況

年間約70万人が利用している。

(8) 若年者雇用契約(contrat emploi jeune)、企業における若年者契約(contrat jeune en entreprise) 無職や無資格の若者の雇用を創出するため、若年者を雇い入れた雇用主に政府が補助金を交付する(6(1)、(2)参照。)

## 6 就業機会を拡大するための施策

### (1) 若年者雇用計画

#### a 概要

1997年10月に若年者雇用計画が創設された。この計画は、従来は存在していなかった公共性の高い新たなサービスを開拓すること及び若年者の雇用を促進することを目的としている。具体的には、行政担当局、地方公共団体、各種団体、地域のニーズに即した持続性のある社会的に有用な事業を創出するとともに若年者の就職を支援するため、地方公共団体・各種公共団体が、過去に就労経験のない18歳以上25歳以下の求職者等を雇用するものである。当該雇用した団体に対しては、国から5年間にわたり最低賃金の80%相当(社会保障分も含む)の補助金が支給される。

当初、1997年10月から2002年10月までの5年間で35万人の若年者雇用を創出することを目的としてきた。その後、2001年6月に、ギグ雇用連帯相(当時)が2006年まで延長することを発表した。2002年の政権交代で雇用連帯相に就任したフィヨン氏が段階的に国からの補助金を廃止する制度改定を行った。

#### b 根拠法令

労働法典(Code du Travail)L.322-4-10、L322-2-18、L322-4-20

#### c 管理運営主体

社会・労働連帯省、地方公共団体・各種公共団体が管理・運営を行う。

#### d 政府の補助

国は雇用主(地方公共団体、各種公共団体)に対して、若年者雇用1件当たり年間1万5,924.55ユーロ(2002年7月1日現在)を5年間援助する。

#### e 対象者及び適用年齢

18歳以上25歳以下の失業者、26歳以上29歳以下の若年者で、無職かつ失業保険手当受給要件を満たさない者、30歳未満の障害者等が対象となる。

#### f 具体的内容

この計画に基づく雇用は私法上の真正な雇用契約で、原則としてフルタイム勤務である。この契約は若年者雇用契約(contrat emploi jeune)という名称で、期間の定めのない雇用契約が原則であるが、5年間の有期雇用契約とすることも可能である。契約がパートタイムの場合は、勤務時間数に応じて補助金が減額される。5年が経過した後に、当該若年雇用者を期間の定めのない雇用におけるフルタイム就労に転換して維持しようとする雇用主は、国からさらに補助金を受けることができる。

職務の内容は、地域のニーズ又は不足にこたえる社会的に有用な新しいタイプのものでなければならない。分野としては、教育、家族・保健衛生、住宅・都市、環境、文化、スポーツ・余暇、連帯、交通、司法、治安、観光などがある。

#### g 利用状況

31万2,000人(2001年4月末時点契約ベース)の雇用創出を達成した。雇用された31万2,000人の内訳をみると、各種団体及び地方自治体で19万7,600人、教育(教育補助員)で8万9,550人、警察(治安補助員)で2万3,650人、司法(司法補助員)で1,200人となっている。

#### h 制度改革等

2002年の若年者雇用契約に対する補助金の廃止後、多くの団体が公的資金の不足に陥っており、雇用担当大臣に対する財政援助の期待が高まっており、資金調達がなければ契約の続行は難しい。雇用創出を継続するためには、新しい財政投資が必要であるとの声が高まっている。